

## ■ 保障内容・主な取扱条件

取扱通貨		米ドル	ユーロ	豪ドル
基本保険金額 (一時払保険料)	最低	10,000 米ドル (1,000 米ドル単位)	10,000 ユーロ (1,000 ユーロ単位)	10,000 豪ドル (1,000 豪ドル単位)
	最高	円入金特約を付加する場合 100 万円(10 万円単位) 7 億円(円換算額) ※円換算額については、日本生命所定の為替レートを用いて計算		
積立利率保証期間		10 年(10 年ごとに積立利率を更改)		
契約年齢範囲		15 歳～85 歳		
保険料払込方法		一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)		
保険期間		終身		
死亡保険金		基本保険金額、被保険者が死亡した時点の積立金額または解約払戻金額の いずれか大きい額		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象		
目標金額到達による円建終身保険への自動変更				
目標金額		基本保険金額(一時払保険料) × 日本生命に着金した日の (指定通貨建) × 日本生命所定の為替レート × 目標値(%) (TTM+50 銭)		
目標値の範囲		105%～200%までの間で、5%刻みで自由に指定可能(任意)		
目標金額到達の判定		契約日から1年を経過した日以後、日本生命にて毎営業日確認		
付加可能特約				
円入金特約		一時払保険料を円で払込むことが可能		
円支払特約		死亡保険金、解約払戻金等の支払請求の際、死亡保険金や解約払戻金を円で受取ることが可能		

※金利水準等によって新規募集を停止することがあります。

## 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

### ○市場リスクについて

この保険は、積立金を指定通貨に応じて定める外国国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価値変動を解約払戻金に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、解約時の解約払戻金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額（解約払戻金の円換算額）は一時払保険料や一時払保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

### ○為替リスクについて

為替レートは日々変動していますので、死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額やご契約者のお申し出による円建終身保険への変更時の積立金額（解約払戻金の円換算額）がご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

### ○預金との違いについて

この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なります。

### ○お客様にご負担いただく費用について

この保険のお客様にご負担いただく諸費用等は「ご契約締結時の費用」と「保険期間中の費用」の合計額です。また、特定のお客様には「指定通貨建のご契約に加入することで生じる費用」「円建終身保険へ変更後の費用」等がかかります。

#### ・ご契約締結時の費用

ご契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に右記

一時払保険料からの控除率
7%

控除率を乗じた金額が差引かれます。

#### ・保険期間中の費用

ご契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用等（保険契約関係費といいます）であり、積立利率を定める際に、あらかじめ保険契約関係費等を控除しております。

現在の積立利率につきましては、「例表または提案書」をご確認ください。

#### ・指定通貨建のご契約に加入することで生じる費用

一時払保険料のお払込みの際や、死亡保険金、解約払戻金等のお受取りを指定通貨で行う際、送金手数料、引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

円入金特約、円支払特約を付加する場合、および円建終身保険へ変更する場合、日本生命所定の為替レートを適用します。日本生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。

項目	日本生命所定の為替レート (平成 27 年 7 月時点)
円入金特約を付加して保険料を払込む場合	TTM + 50 銭
円支払特約を付加して死亡保険金・解約払戻金等を受取る場合	TTM - 50 銭
円建終身保険へ変更する場合	

※日本生命所定の為替レートは将来変更される可能性があります。

#### ・円建終身保険へ変更後の費用

ご契約の維持等に必要な費用であり、変更後の死亡保険金額・積立金額を定める際にあらかじめ控除しております。なお、円建終身保険へ変更後は、上記費用を「保険期間中の費用」に代えて、ご負担いただくこととなります。

## ■ご契約の際の留意事項

- 解約払戻金額は、一時払保険料を下回ることがあります。
- 当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。
- ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」と「例表または提案書」をあわせてご覧ください。
- 募集代理店（金融機関）および募集代理店の担当者は、保険契約締結の代理権を有さないため、お申し込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みを日本生命が承諾したときに成立します。